# 旭川市立愛宕中学校学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和3年4月改定)

# 【目 次】

はじめに

第1章	章	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	•••	1
	1	いじめの防止等の対策に関する基本理念		
	2	いじめの理解		
		(1)いじめの定義		
		(2)いじめの内容		3
		(3)いじめの要因		
		(4)いじめの解消		
		(5)いじめの重大事態		
			•••	8
第2章	蒼	学校が実施するいじめの防止等の取組		9
	1	本校のいじめの実情及び2020年度の目標(指標)	•••	10
	2	生徒が主体となった取組の推進		
;	3	学校いじめ対策組織の設置	•••	11
		(1)学校いじめ対策組織の構成		
		(2)学校いじめ対策組織の役割		
	4	いじめ防止の取組		
		(1)いじめについての共通理解		
		(2)いじめに向かわない態度・能力の育成		
		(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意	•••	12
		(4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実		
!	5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
(	6	いじめへの対処		
		(1)いじめの発見・通報を受けた時の対応		
		(2)いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	•••	13
		(3)いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言		
		(4)いじめが起きた集団への働きかけ		
•	7	いじめの解消		
;	8	いじめの重大事態への対応		
9	9	いじめの防止等に関する機関,保護者等との連携		
1 (	0	インターネットを通じて行われるいじめへの対処,保護者との連携		
1	1	学校いじめ防止プログラム		

# はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であり、また、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」との認識の下、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめなのない楽しい学校づくり」に最大限努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

# 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が 安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わ ず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが 特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関 係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

#### 2 いじめの理解

#### (1)いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心 理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを 含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている ものをいう。
  - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、 当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- O けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否 かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざ け合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見え る行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を 図る観点から、例えば、障害のある生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒 については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護 者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (2)いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察 に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるよう な、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・ 通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

#### (3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラス メント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人 の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様 々な場面で起こり得る。
- 〇 いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする 観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属 集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと 把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での 問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に 関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育 成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、い じめが起こり得る。

#### (4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5)いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- •精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、 迅速に対応します。

## 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

#### 1 本校のいじめの実情及び令和2年度の目標(指標)

前年度実施したいじめアンケートでは1件の認知をした。その態様は冷やかされたり、悪口を言われるというものであり、すでに解消している。

「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答している生徒は全校生徒の96%だったことから、今年度は100%の生徒がいじめはどんなことがあっても許されないと答えるよう、すべての教育活動で取り組む。

また、「いやな思いをした時、誰にも相談しない」と答えた生徒は全校生徒の3%であった。このことから、本校の共感的人間関係の育成を重視した学級・学年経営が成果をあげていると考え、今年度も引き続きふれあいを重視したきめ細かい指導に努めていきたい。

## 2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、 学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的に いじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。

- 〇生徒会を中心に「いじめ根絶運動」を推進し、その活動の中でいじめの問題について生徒同士で話し合いを行ったり、いじめ根絶集会を開きます。また、学校いじめ基本方針(生徒版)を策定します。
- ○生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 〇生活学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。

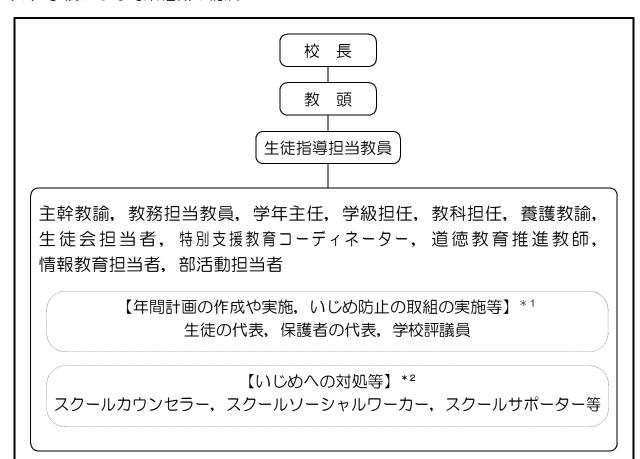
#### 3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム\*P13参照)の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織P4 対策組織\*1 を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察官経験者)などの外部専門家等を加えP4 対策組織\*2、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

#### (1) 学校いじめ対策組織の構成



#### (2) 学校いじめ対策組織の役割

- ①未然防止
  - ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②早期発見•事案対処
  - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
  - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - ウ)いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係生徒に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
  - エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の

決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
  - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
  - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

#### 4 いじめの防止の取組

学校は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめ とするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめ防止のため、次の取り組みを進めます。

- ①いじめについての共通理解
  - ア) いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
  - イ)いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

#### ②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに,自分の存在と他者の存在を等しく認め,互いの人格を尊重する態度を育てます。

#### ③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめ を助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

#### ④自己有用感\*1や自己肯定感\*2をはぐくむ指導の充実

ア)教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めま

す。

- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取り組みを進めます。

- ①日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,「いじめ発見・見守りチェックシート」\*P9<sup>参照</sup>の活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口\*P10参照について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

# いじめ発見・見守りチェックシート

# 年 組 氏名

愛宕中学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色,雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。 □イライラして,物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり、泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の生徒の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の生徒を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 □集団でトイレに行って,なかなか出て来ない。
昼食(給食)時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後(部活動)	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の生徒の分まで荷物を持たされる。 □部活動の後片付けを一人でやっている。 □部活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても、愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織 において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを大切に!
- ◆ 気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を!

# 主な相談窓口

# ◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月·木 8:45~20:00 火·水·金 8:45~17:15

# ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

# ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

# ◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

# ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立愛宕中学校

TEL34-9090

#### 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
  - ②いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策 組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」 \*P9参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
  - ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

#### (2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ③必要に応じて,スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

#### (3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが 確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の 発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

#### 7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解 消と判断します。

①いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月

止んでいる状態が、継続していること。

②いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

#### (2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」\*P9<sup>参照</sup>を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

#### 【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
  - いじめを受けた児童・生徒や保護者
  - 〇 学級担任
  - 〇 児童生徒アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
- 目談 スクールカウンセラー(SC) ○ その他

- <いじめの報告>
  - 把握者→(学級担任等)→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催



#### 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織)】

□事実関係の把握

口いじめ認知の判断

口指導方針や指導方法の決定

口対応チームの編成及び役割分担

口全教職員による共通理解

□SCや関係機関との連携の検討

# ₽

#### 【教育委員会への報告】

#### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援 いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- 〇 スクールカウンセラーの派遣要請 知談センター 加川田帝和談所 繁宛等)

○ 周囲の児童・生徒や保護者

○ 養護教諭等学級担任以外の教職員

○ 関係機関への相談(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等)

#### いじめを受けた児童・生徒 いじめを行った児童・生徒 周囲の児童・生徒 口いじめを傍観したり、はや □組織体制を整え、いじめを 口いじめは、他者の人権を侵 止めさせ、安全確保及び再 す行為であり, 絶対に許さ し立てたりする行為は許さ 発を防止し、徹底して守り れない行為であることを自覚 れないことや, 発見したら 学 させる等, 謝罪の気持ちを 周囲の大人に知らせること 通す。 □いじめの解消の要件に基づ 醸成させる。 の大切さに気付かせる。 校 き,対策組織で継続して注 口不満やストレスを克服する 口自分の問題として捉え、い じめをなくすため, よりよ 視するとともに, 自尊感情 力を身に付けさせる等, い を高める等、心のケアと支 じめに向かうことのないよ い学級や集団をつくること 援に努める。 う支援する。 の大切さを自覚させる。 □家庭訪問等により, その日 □迅速に事実関係を説明し, □当該児童・生徒及び保護者 のうちに迅速に事実関係を 家庭における指導を要請す の意向を確認し、教育的配 説明する。 慮の下、個人情報に留意し、 口今後の指導の方針及び具体 口保護者と連携して以後の対 必要に応じて今後の対応等 庭 的な手立て, 対処の取組に 応を適切に行えるよう協力 について協力を求める。 ついて説明する。 を求めるとともに継続的な 助言を行う。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断(※解消の要件についてはP7参照)



#### 【再発防止に向けた取組】

#### 〇 原因の詳細な分析

- □事実の整理,指導方針の再確認
- □スクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用

#### 〇 学校体制の改善・充実

- 口生徒指導体制の点検・改善
- 口教育相談体制の強化
- □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

#### ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 口児童生徒の居場所づくり,絆づ くりなど,学年・学級経営の充 宝
- 口<u>道徳の時間の充実等</u>,児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導,自己有用感を高める指導など,授業改善の取組

#### 〇 家庭, 地域との連携強化

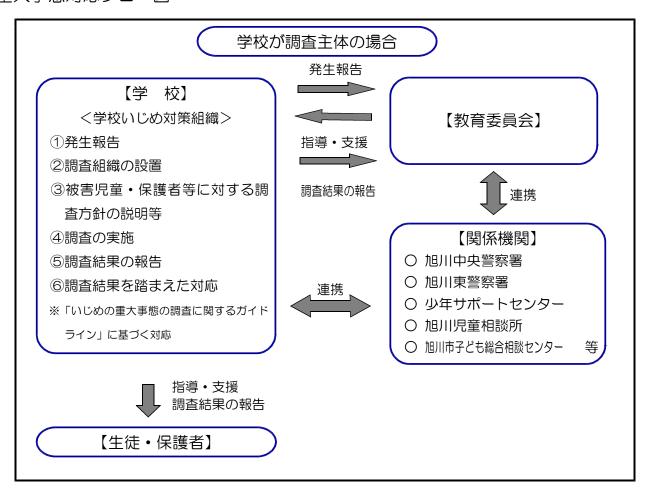
- □教育方針等の情報提供や教育 活動の積極的な公開
- 口学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

#### 8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関する ガイドラインに沿って速やかに対処します。

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告 し、「重大事態対応フロー図」\*3に基づいて対応します。
- (2)学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3)調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

#### 重大事態対応フロー図



#### 9 いじめの防止等に関する機関・保護者等との連絡

学校は,関係機関や保護者,地域等と連携して,いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- (2) いじめへの対処にあたっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)

等の外部専門家を加えて対応する。

#### 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- (1)情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに 削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切 な援助を求めます。

#### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を 公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで 知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

## 11 学校いじめ防止プログラム

※別紙のエクセルファイル参照

# いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、 いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるな どと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の 様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年 の先生などに相談してください。

# 第1段階 観察しましょう 口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。 □兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。 口保護者への反発が強くなる。 口食欲がない。 口寝言などでうなされることがある。 口勉強に身が入ってないように見える。 口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。 口最近, よく物をなくす。 口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。 ロメールやブログ等を今まで以上に気にする。 口友達から呼び出される。 □頭痛,腹痛を訴え,登校を渋る。 口学校のノートや教科書を見せたがらない。(\*教科書への落書き、破れ) 口保護者の前で宿題をやろうとしない。(\*プリントへの落書き、破れ) 口学校行事に来ないでほしいと言う。 口学校からのプリントを見せない。 口放心状態でいることがよくある。 口何もしていない時間が多い。 口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。 □無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう
口「行ってきます」「ただいま」を言わない。
口気分の浮き沈みが激しい。
口兄弟姉妹にあたることが増える。
口理由もなくイライラする。
口食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
口成績やテスト結果が急に下がる。
口制服や衣服の汚れが顕著になる。
口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。
ロメールやブログ等を見ようとしない。
口いたずら電話がよくかかってくる。
口ちょっとした音に敏感になる。
口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
口学校や友達の話題を避けるようになる。
口持ち物への落書きがある。
口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
口原因不明の頭痛, 腹痛, 吐き気, 食欲低下等の身体症状が見られる。
口登校を渋る。
口身体を見せたがらない。
口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。
第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。
□急に誰かを罵ったりする。
口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
口身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
口身体にマジックによるいたずらがある。
□急に友達関係が変わる。
口友達から頻繁に呼び出される。
口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
口悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
口部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
口学校を転校したいと言い出す。
□金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
口以前では考えられないような非行行動が見られる。

口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。

□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

〇いじめに関わる情報収集(通年)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備,運営 ・後期の重点的な取組  ○校内研修(2) ・児童(生徒)理解研修②  ○校下小中学校との連携 ・生指協東部地区評議員会	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討  ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)  ○道教委いじめ問題への取れ状況の調査③	〇学校いじめ防止対策組織会議・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討  ○学校評価・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 〇校下小中学校との連携・第2回愛宕地区児童生徒健全育成推進協議会	〇学校いじめ防止対策組織会議・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営・1年間の取組についての点検・評価  ○校内研修(3)・インターネット上で行われるいじめへの対応	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し、新年度における学校いじめ防止プログラムの作成  ○校下小中学校との連携・進学に伴う情報交換等
	〇教育相談②		○市教委いじめに関する実 態調査②			○市教委いじめに関する実 態調査③ 
児童生徒	〇生徒アンケート調査②  〇生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施  〇宿泊研修(2年)・学級集団の団結力の高まり		〇道教委いじめアンケート調査②  〇中連生活部12月研修会における取組の報告	〇学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	〇いじめ・非行防止強調月間②  〇講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を 育む講演会	
	于哪类国公园师77公园67		〇2学期の取組の状況	〇学校評議員会	○講演会への保護者の参加	〇3学期の取組の状況
家庭・地域			等についての公表 ・学校だより ・参観日等  〇学校評議員会による 授業参観と情報交流	・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 方針に関わる協議	<ul><li>呼びかけ</li><li>○学校関係者評価の実施</li><li>○学校評議員会</li></ul>	等についての公表 ・学校だより ・参観日 等